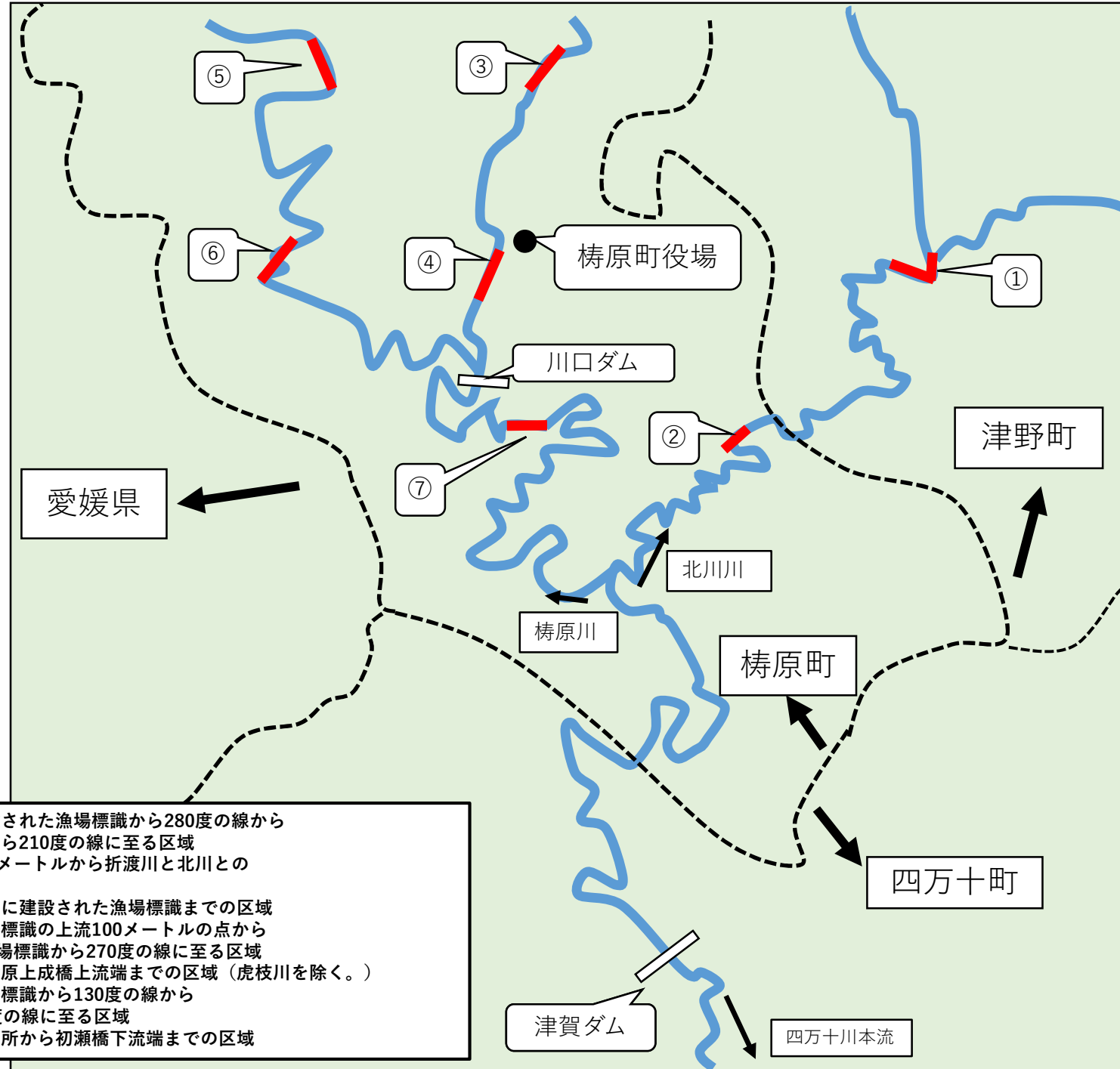


委員会指示の 制限区域



- ①：高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域
- ②：高岡郡梶原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートルから折渡川と北川との合流点に建設された漁場標識までの区域
- ③：高岡郡梶原町梶原さる橋上流端から芹川谷口に建設された漁場標識までの区域
- ④：高岡郡梶原町梶原犬ヶ谷口に建設された漁場標識の上流100メートルの点から235度の線から東風出の谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域
- ⑤：高岡郡梶原町四万川曲淵橋上流端から同町梶原上成橋上流端までの区域（虎枝川を除く。）
- ⑥：高岡郡梶原町梶原成藪谷口に建設された漁場標識から130度の線から西の川峡谷口に建設された漁場標識から50度の線に至る区域
- ⑦：高岡郡梶原町梶原四国電力株式会社山子測水所から初瀬橋下流端までの区域